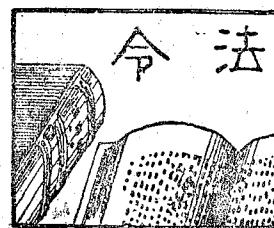


香川縣知事照會(大正十四年十一月十一日)

△ 軌道法施行規則第四條第二項ノ規定ニ依リ、道路ニ關スル費用ヲ負擔スル公共團體ノ意見ヲ徵スルニ當リ、府縣會召集ノ時期ニアラサルトキハ明治三十四年十月訓令第十七號軌道取扱方心得第二條ノ主旨ニ依リ參事會ノ意見ヲ徵シ可然哉



△ 道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

△ 道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答す

なく質問あらん事を望むるを以て會員諸氏は隔意

質疑應答

問 町村道を改良したるに國有林物産の拂下げを受けた者が其の使用人をして重量木材を積載した荷馬車を通行せしめ該道路を破損するも、道路管理者は荷車積載量の制限を爲すべき権限を有せざるを以て如何ともする能はず、斯る場合に於て道路管理者は林產物の拂下を受けた者に對し道路復舊工事の費用を負擔せしむることが出来るや。(岡山縣高島村)

(上道郡)

答

◎ 軌道敷設工事方法變更ニ付公共團體
ノ議會ノ意見徵收ニ關スル件

(大正十五年一月二十日香川縣知事宛土木局長回答)

客年十一月十一日一四發土第四七六號ヲ以テ標記ノ件御照會相成候處從來ノ通牒ハ舊法ノ廢止ニ伴ヒ適用スヘキ限りニ無之候へ共府縣制第四十二條又ハ第六十八條ノ規定ニ依リ參事會ニ於テ處理スルハ差支無之候

材の運搬を營みつゝある場合に於ては第一の要件を具備することと爲るのであるが、林産物の拂下げを受けた者が直接に運搬行爲を爲さず他の者が實行する場合に在りては拂下を受けた者は道路を損傷する原因と爲るべき事業を爲す者に該當しないから負擔を命ずることが出來ない、第二の要件である因果關係に就ても亦同様であるが、假令二の要件に該當しても道路復舊工事の費用全額を負擔せしむることは法の許さざる所であるから道路損傷の實情に察して八割若ば九割なり適當の範圍に於て負擔金を決定すれば可いのである。以上述べた方法に依るもの一策であるが、若し林産物の拂げを受けた者が直接運送行爲を經營せざる場合に在りては、是等のものは常に道路工事に因つて著しく利益を受くるものと認むることが出来るから、道路法第三十九條の規定に依つて受益者負擔金を徵收するもの一の方法である。(田中幹事)

問 道路を横断する地方鐵道の工事を鐵道大臣が許可した後に於て道路管理者は道路交通上支障ありと認むるときは道路の横斷の出願に付て之を不許可することを得るや

(富山 K.K.生)

答 鐵道大臣が鐵道工事の施行を認可するのは鐵道工事其のもゝ認可であつて、此工事の爲にする他の公物を使用することの許可若ば認可を包含しないことは、地方鐵道法第十六條が道路橋梁河川運河及溝渠等に關する工事の施設は所管行政廳の許可を受くべきことを規定した趣旨に徴して明かである、故に鐵道が道路を横断することが道路交通上障害ありと認むるときに於ては當然其の許可を拒むことが出来る、併しながら其の横断が交通上支障

あるや否やは認定問題であるから地方鐵道經營者は其の不許可處分に對して道路法第二十九條の規定に依り内務大臣に裁定を申請する途があるのでに其の認定を慎重にせなればならぬ。(幹事) 管理者が之を拒みたときは主務大臣に裁定を申請することが出来るや。(静岡縣)

答 普通の自家用電氣は勿論電氣事業法の規定を準用するものに在りても電氣事業法第九條の規定は道路法の規定に依る道路に適用しないこと、爲つて居るから(道路法第)六十三條本問は道路法第二十九條の規定に依つて解決すべきものである。同條は土地を收用又は使用することを得る公共の利益と爲るべき事業の爲に道路を占用せむとする場合に於て、管理者が正當の事由なくして其の許可を拒みたときは主務大臣に占用の許可を申請することが出来る旨を規定して居るから、自家用電氣を使用する目的たる事業が土地を收用又は使用する公共の利益と爲るべきものなる場合は主務大臣に許可を申請することが出来る、例へば水道事業の爲に自家用電氣を經營しが爲に道路を占用する場合に於て許可を拒みたときは水道事業が公共の利益と爲るべき事業であるから其の途を設けたのである、故に自家用電氣なるや否やに依つては本問を解決することが出来ない其の電氣を使用する事業の目的に依つて解決すべきである(田中幹事)